

柔道整復師の施術所におけるオンライン資格確認について

柔道整復師、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師の施術所における オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の導入

療養費の支給と受領委任払い

- ・ 療養費は、保険医療機関・薬局が行う療養の給付と異なり、法令上、患者が保険者に直接請求し支給を受ける「償還払い」の仕組みが取られている。
- ・ ただし、患者の施術料の支払等に係る負担軽減や療養費の適正な請求を図る観点から、地方厚生支局長及び都道府県知事と協定又は契約を結んだ柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師は、被保険者等から療養費の受領の委任を受け、患者に代わって保険者に請求する形式（受領委任形式）が認められている（※1）。
- ・ 厚生労働省は、社会保障審議会医療保険部会の下に設置された「柔道整復療養費検討専門委員会」及び「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会」での検討を踏まえ、保険局長通知（※2）により協定書又は契約の取扱規程を示しており、これに沿って三者の受領委任に係る協定・契約が行われている。

（※1）・地方厚生（支）局長は、健保連会長・協会けんぽ都道府県支部長の委任を受けて、
・都道府県知事は、市町村（特別区を含む）・国保組合・広域連合の委託を受けた国保中央会理事長からの委託を受けて、
・施術者等は、被保険者等の委任を受けて、契約を行う。社団法人日本柔道整復師会の会員である柔道整復師については、都道府県柔道整復師会長が協定を行う。

（※2）「柔道整復師の施術に係る療養費について」、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」

◎健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

（療養の給付に関する費用）

第七十六条 保険者は、療養の給付に関する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2・3 （略）
4 保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令並びに前二項の定めに照らして審査の上、支払うものとする。

5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託することができる。

6 （略）

（療養費）

第八十七条 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

2・3 （略）

柔道整復師、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師の施術所における オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の導入

受領委任払いにおける資格確認

- 保険局長通知では、受領委任払いにおいて、施術者等は、患者の提出する被保険者証によって、療養費を受領する資格があることを確認することとされている。

（例）「柔道整復師の施術に係る療養費について」（抄）

2 改正の内容

受領委任の取扱いについては、社団法人日本柔道整復師会の会員にあっては別添1により、またその他の柔道整復師にあっては別添2により、それぞれ取り扱うものとすること。

別添1（協定書）別紙 (受給資格の確認等)

18 丁は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく被保険者証を確認すること。

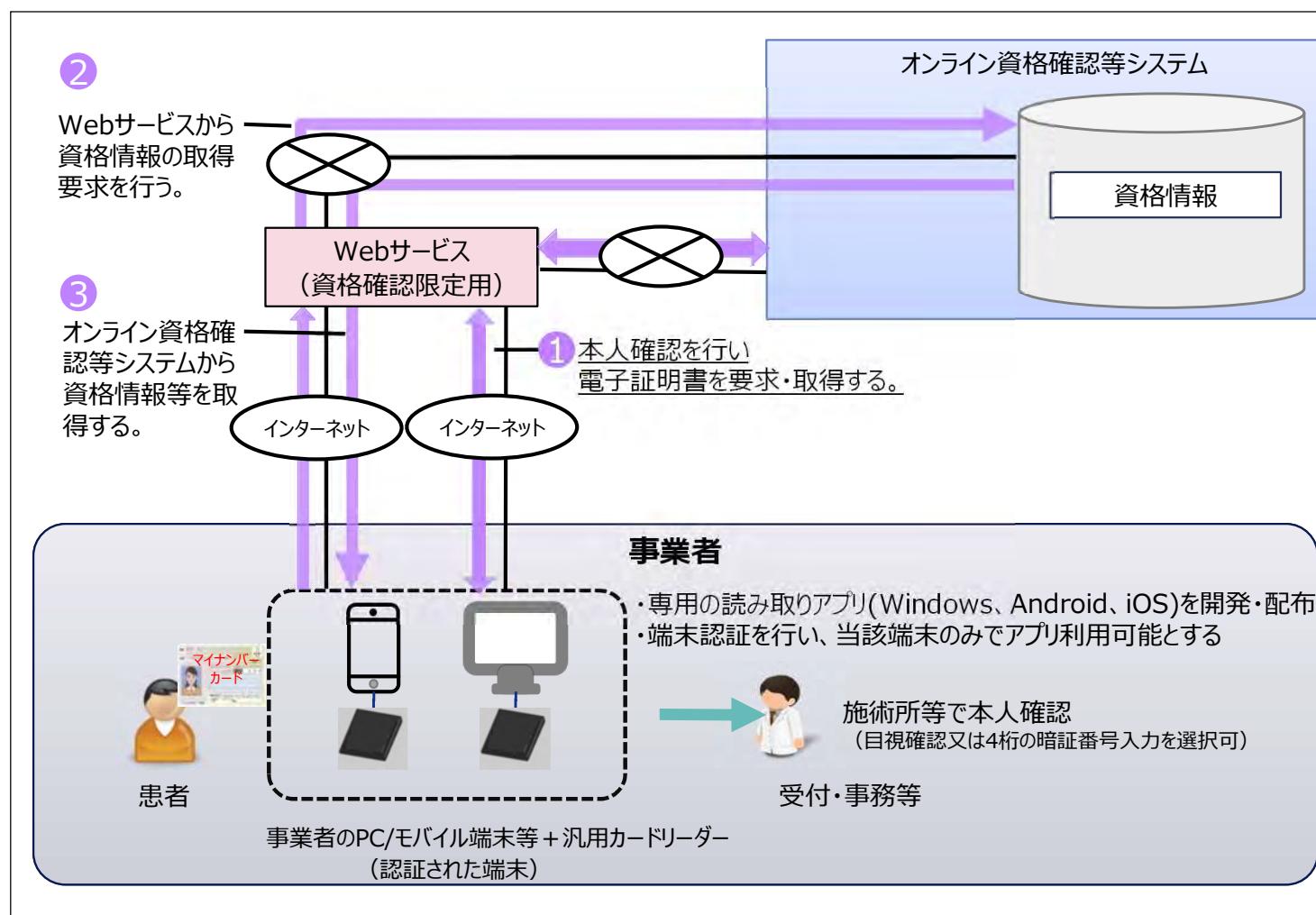
- 
- 令和6年秋の保険証の廃止に当たっては、受領委任払いを行っている施術所において、引き続き、患者の資格情報を確認することができるオンライン資格確認の仕組みを導入する必要がある。
 - 保険局長通知を改正して、令和6年4月以降、資格確認の方法に「オンライン資格確認」を位置付けるとともに、令和6年秋以降、導入を義務化してはどうか。

※ 保険局長通知の改正に当たっては、医療機関のオンライン資格確認の導入の原則義務化を定めている療養担当規則の対応を参考とする予定。やむを得ない事情がある場合などについても今後検討。

「オンライン資格確認」：マイナンバーカードによる本人確認の上、保険者にオンライン資格確認等システム（実施機関として社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会が運営）を通じて資格情報の照会を行い、資格情報の提供を受ける方法

柔道整復師、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師の施術所における オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要

- 診療を行わない柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術所等を対象に、資格情報のみを取得できる簡素な仕組みを構築する。



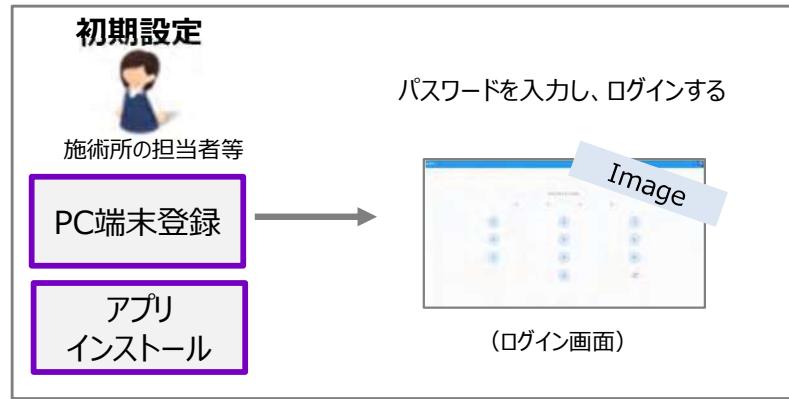
オンライン資格確認（資格確認限定型）における PC端末の画面操作イメージ

第25回柔道整復療養費検討専門委員会 (令和5年9月22日) 資料

- 事前にポータルサイトを通じて、PC端末の認証・登録を行うとともに、資格確認を行うPC端末に「マイナ資格確認アプリ」をインストールする。
 - 職員は、PC端末に接続した市販の汎用カードリーダーを用いて、マイナンバーカードを読み取る。このとき、職員による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行う。
 - PC端末上に資格情報が表示される。

初期設定

- ① 事前の準備として、施術所においてPC端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。



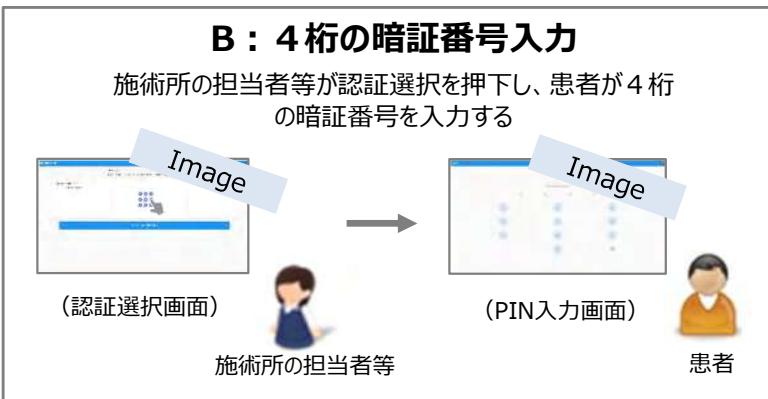
・本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 施術所の担当者等が患者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。（本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能）



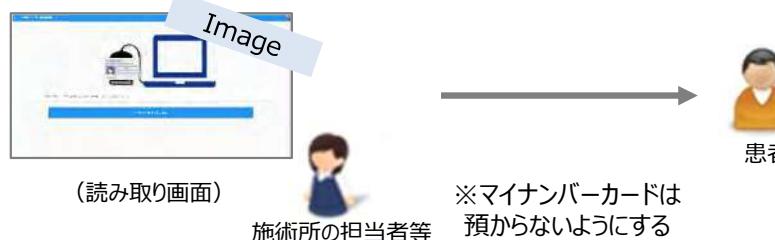
B：4桁の暗証番号入力

- 施術所の担当者等が認証選択を押下し、患者が4桁の暗証番号を入力する



マイナンバーカードの読み取り

- ③ 施術所の担当者等がPC端末に接続した汎用カードリーダーを用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



資格情報の確認

- #### ④ 資格情報を確認する。



オンライン資格確認（資格確認限定型）における モバイル端末の画面操作イメージ

- 事前にポータルサイトを通じて、モバイル端末の認証・登録を行うとともに、資格確認を行うモバイル端末に「マイナ資格確認アプリ」をインストールする。
- 職員は、モバイル端末（又はモバイル端末に接続した汎用カードリーダー）を用いて、マイナンバーカードを読み取る。このとき、職員による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行う。
- モバイル端末上に資格情報が表示される。

初期設定

- ① 事前の準備として、施術所においてモバイル端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。

初期設定



施術所の担当者等

モバイル端末
登録

アプリ
インストール



本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 施術所の担当者等が患者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。（本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能）

A：目視確認

認証選択を押し下し、目視で本人確認を行う



施術所の担当者等

(認証選択画面)

B：4桁の暗証番号入力

施術所の担当者等が認証選択を押し下し、患者が4桁の暗証番号を入力する



施術所の担当者等

(認証選択画面)



患者

or

マイナンバーカードの読み取り

- ③ 施術所の担当者等がモバイル端末（又は接続した汎用カードリーダー）を用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



施術所の担当者等



患者

※マイナンバーカードは
預からないようにする

(読み取り画面)

資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



施術所の担当者等

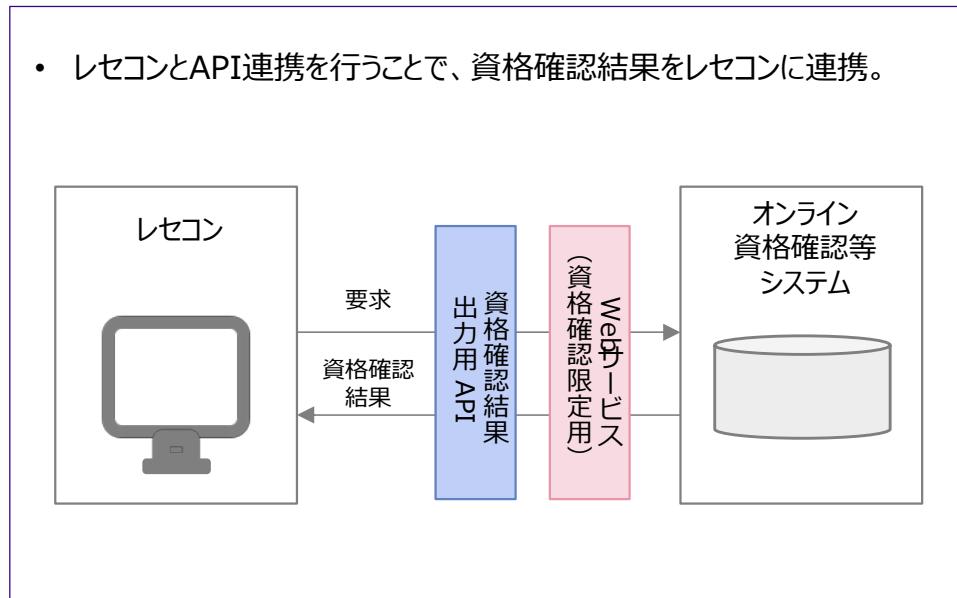
(資格確認結果画面)

資格確認限定型における資格情報の確認・閲覧について

- 療養費の支給申請書の作成等において資格情報を転記できる機能を実装する（連携機能の実装は令和6年10月予定）。
- レセコンを導入している施術所については、セキュアに実施できる「API連携機能」（＝APIを使った自動連携が可能となる方式）により、オンライン資格確認等システムの資格情報をWebサービスを経由して転記する。
- レセコン未導入の施術所については、資格確認を行った患者の資格情報を、PC又はモバイル端末から事後的にアプリケーション上で閲覧できる。

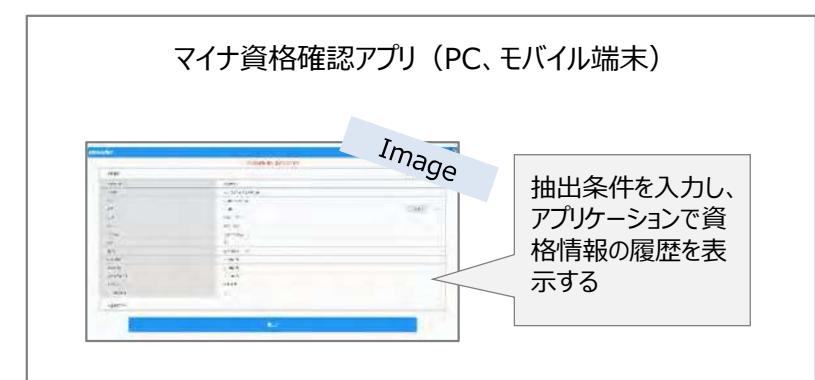
レセコン導入の施術所

- レセコンとAPI連携を行うことで、資格確認結果をレセコンに連携。



レセコン未導入の施術所

- 「マイナ資格確認アプリ」で資格確認を行った患者の資格情報の履歴を閲覧する機能。



- ※ 資格情報のテキストの読み上げ機能を実装
- ※ 閲覧履歴の期間は、今後実務的に検討
- ※ API連携機能や閲覧機能により、資格情報の確認に伴うデータ保存・管理のリスクを回避した仕組み

柔道整復師、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師の施術所に対する財政支援 (社会保障・税番号制度システム整備費等補助金)

1. 事業内容

- オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）に必要な機器（PC等に接続する汎用カードリーダー、タブレット・スマホ等のモバイル端末の機器）の導入を支援する。
※ タブレット・スマホ等のモバイル端末では、汎用カードリーダーがなくても、マイナンバーカードの読み取りが可能

2. 補助内容

- 基準とする事業額 4.1万円を上限に、実費補助

費用補助となるため、ポータルサイトにアカウントを登録し、申請が必要。

局長通知の改正のイメージ（案）

- 受領委任における資格確認の方法に、令和6年4月以降「オンライン資格確認」を位置づける。

（例）「柔道整復師の施術に係る療養費について」別添1（協定書）別紙（抄）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（受給資格の確認等）</p> <p>18 <u>受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。</u></p> <p>（1）丁は、患者から施術を求められた場合は、<u>オンライン資格確認又は</u>その者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない事由によって<u>当該確認を行う</u>ことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく<u>当該確認を行う</u>こと。</p> <p>（2）丁は、<u>オンライン資格確認の利用に当たって「資格確認限定型オンライン資格確認等システム利用規約」を遵守すること。</u></p> | <p>（受給資格の確認等）</p> <p>18 丁は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない事由によって<u>被保険者証を提出する</u>ことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく<u>被保険者証を確認する</u>こと。</p> |

※ 別添2（受領委任の取扱規程）においても同様の改正を行う。

局長通知の改正のイメージ（案）

(例) 「柔道整復師の施術に係る療養費について」別添1（協定書）別紙（抄）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第3章 保険施術の取扱い</p> <p>（施術録の記載）</p> <p>22 （略）</p> <p><u>（個人情報の取扱い）</u></p> <p><u>23 丁は、療養費の受領等の業務のために知り得た患者に関する個人情報について、適切に取り扱うものとする。</u></p> <p>（医師の同意の記載）</p> <p><u>24 （略）</u></p> | <p>第3章 保険施術の取扱い</p> <p>（施術録の記載）</p> <p>22 （略）</p> <p><u>（個人情報の取扱い）</u></p> <p><u>23 （略）</u></p> <p>（医師の同意の記載）</p> |

※ 別添2（受領委任の取扱規程）においても同様の改正を行う。

局長通知の改正のイメージ（案）

- 受領委任における資格確認の方法について、令和6年秋以降「オンライン資格確認」を義務化する。

(例) 「柔道整復師の施術に係る療養費について」別添1（協定書）別紙（抄）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(受給資格の確認等)</p> <p>18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。</p> <p>(1) 丁は、患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。</p> <p>(2) <u>丁は、患者から施術を求められた場合であって、患者がオンライン資格確認により療養費を受領する資格があることの確認を求めた場合においては、(1)の規定にかかわらず、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認すること。</u></p> <p><u>ただし、やむを得ない事由によってオンライン資格確認により当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>丁は、やむを得ない場合を除き、(2)に規定する場合において、患者がオンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならないこと。</u></p> <p>(4) (略)</p> | <p>(受給資格の確認等)</p> <p>18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。</p> <p>(1) 丁は、患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> |

(補足) やむを得ない事由について

- 受領委任払いを行っている施術所については、「やむを得ない場合（事由）」を除き、令和6年秋以降、オンライン資格確認を導入・実施することが必要になる。
- 「やむを得ない場合（事由）」の具体的な内容については、来年4月以降の導入状況や、資格確認限定型のオンライン資格確認は通常のインターネット回線の敷設により利用可能となるものであること等を踏まえつつ、追って通知等によりお示しする予定。

【現時点で考えられる事由（案）】

- ・ 施術者が皆高齢である場合
- ・ 休廃止を予定している場合

資格確認限定型オンライン資格確認等システム利用規約（案）

- オンライン資格確認を利用する施術所に対しては、ポータルサイトからオンライン資格確認の利用申請を行う際に、利用規約への同意を求め、適切な利用を図る。

【概要（案）】 ※下線（現行の「オンライン資格確認等システム利用規約」に追記・変更した主な点）

第1章 総則

○用語

- 「サービス利用者」：義務化対象外施設、施術所、健診実施機関等
- 「資格確認限定型端末」：マイナ資格確認アプリをインストールした端末（業務用のみに用いるものが望ましい）

第2章 本規約の同意等

○利用申請

- 規約に同意の上、利用申請を行う。
- 実施機関はサービス利用者名等を公表することができる。

○規約の遵守

- サービス利用者は、規約、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、個人情報保護法令、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」等対象機関ごとに適切な規則に従い、適切にサービスを利用する。

第3章 サービス／第4章 サービス利用者の義務等

○設備設定等

- サービス利用者は、アカウント作成・接続端末の登録を行う。
- サービス利用者は、不正利用されないようにアカウント管理する。

○サービスの利用終了

- 終了時は、アプリのデバイス登録を削除し、利用終了申請を行う。
- サービス利用者としての資格を喪失したときは、利用終了する。

○禁止行為

- サービスの利用目的以外の用途でシステムを使用すること／不正アクセス行為、システムの管理・運営を妨害すること 等

○違反への措置

- 実施機関は、サービス利用者の禁止行為を知ったとき、事前通告なく、サービスの一時停止等を行うことができる。
- 実施機関は、必要な書類等を求め、質問することができる。
- 悪質な違反行為を行ったサービス利用者に対して、実施機関は改善書の提出を求め、サービス利用者名等を公表することができる。

その他 第5章 実施機関の義務等／第6章 免責等